

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十六号

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則十五号）の一部を次のように改正する。
別表青少年センターの項を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。